



お知らせ



水道メーターの取り替えにご協力を

水道メーターの取り替えを行います。使用期間が十分に残っている場合でも取り替えの対象になることがあります。作業に伴い、委託先の指定工事業者が敷地内に立ち入りますので、ご了承ください。

期間 7月17日(金)～8月7日(金)

対象地域 台、久保、横手一丁目、横手の各一部

※対象地域の地図は、市ホームページに掲載しています。



※該当する人には事前にはがきでお知らせします。対象地域内でも対象外となる場合があります。

7月1日は「AEDの日」です

平成16年7月1日に一般市民による自動体外式除細動器(AED)の使用が認められたことを記念した日です。

AEDは心臓がけいれんした状態(心室細動)を機械が自動的に解析し、電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器です。使用時は自動音声で操作方法が流れるため、どなたでも使用できます。

「埼玉県AEDマップ」



を使えば、県内のAED設置場所をすぐに確認することができます。いざという時のために、自宅や職場付近のAED設置場所を把握しておきましょう。問い合わせ 危機管理課危機管理・消防・防犯担当

交通遺児援護金を給付しています

対象 県内在住で平成20年4月2日以降に生まれた乳幼児および小・中・高等学校ならびに各種学校等に在学する交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する人

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	274万円以下
2人	312万円以下
3人	350万円以下
4人	388万円以下
5人以上	426万円以下

※交通遺児等とは、交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により、死亡または重い障がいを負った保護者に養育されている児童または生徒のことです。

お願い・注意事項

- メーターボックス、止水栓(円形のふた)の上に物を置いたり、付近に犬などをつながないでください。
- メーターボックス内の土砂を取り除いておいてください。
- 取り替え後、蛇口から濁った水が出たときは、少しの間、水を流し、きれいになってから使用してください。
- 作業の際、立ち会いは不要です。留守でも交換することがあります。

問い合わせ 水道課経営総務担当

☎042-989-2363

耐震診断・耐震改修に関する補助制度

市では、木造住宅の耐震診断および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。また、木造住宅の無料簡易耐震診断も行っています。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造・300㎡以下の建築物

問い合わせ 都市計画課建築指導・開発指導担当

7月は「青少年の被害・非行防止特別強化月間」

青少年の犯罪被害や非行防止のため、家庭や地域で一体となって健全育成活動に取り組みましょう。

夏休みは、誘惑が多くなる時期です。また、スマートフォンの普及により、SNS等インターネット上でのトラブルが多発しています。青少年が犯罪に

給付額 子ども1人につき10万円

給付時期 令和9年5月上旬

※令和9年4月末までに「給付決定通知書」を送付します。

提出方法 令和9年1月29日(金)までに、

県ホームページ、交通政策課または学校等にある「交通遺児援護基金のしおり」を参照し、申請書類を郵送(消印有効)で左記へ

郵送先 みずほ信託銀行(株)〒100-8241東京都千代田区丸の内1-3-3

問い合わせ 県交通安全対策協議会

☎048-825-2011



○県防犯・交通安全課

☎048-830-2955

サマージャンボくじ販売開始

サマージャンボプレミアム(1等・前後賞合わせて12億円)、サマージャンボくじ(1等・前後賞合わせて7億円)およびサマージャンボミニ(1等・前後賞合わせて5000万円)が、全国で同時発売されています。

この宝くじの収益金は市町村の収入となり、明るく住みよいまちづくりや防災対策、少子高齢化対策、公園整備など地域住民の福祉向上のために活用されます。お求めは、県内の宝くじ売り場またはインターネットで。

発売期間 7月31日(金)まで

抽せん日 8月12日(水)

問い合わせ (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎048-827-5004

巻き込まれないよう、皆さんの見守り・声掛け等のご協力をお願いします。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

「社会を明るくする運動」(主唱・法務省)は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難なときは、国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和8年度の免除申請の受け付けは7月からです。審査対象期間は7月から令和9年6月までです。

免除の種類

免除 申請者・配偶者・世帯主の前年の所得等を審査して、全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)を免除します。

納付猶予 申請者・配偶者の前年の所得等を審査して、一時的に納付を猶予します。50歳未満の人(学生を除く)が申請できます。

留意事項

○申請日から2年1か月分さかのぼった免除申請もできます。

○学生は学生納付特例制度が優先されます(申請・承認期間は4月から翌年3月まで)。

○申請は毎年必要ですが、全額免除または納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続して申請できる制度があります。

※日本年金機構ホームページに国民年金制度や免除制度等についての動画があります。

※マイナポータルから電子申請で免除の手続きが可能です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

問い合わせ

保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



7月は虐待ゼロ推進月間です

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合には、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。(IP電話・ダイヤル回線を利用の場合、☎0120-80-7171、どちらもつながらない場合は☎048-762-7533へ)

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 県福祉政策課

☎048-830-3223



狭山保健所からのお知らせ

食中毒に気をつけましょう

気温や湿度が高くなるこの時期は、食中毒が多く発生します。

食中毒予防の三原則

○菌をつけない(清潔・洗浄)

○菌を増やさない(迅速・冷却)

○菌をやっつける(加熱・消毒)

肉の生食・加熱不足による食中毒予防方法

○肉等は十分に加熱する(中心部が白く変化するまでが目安)

○加熱した食品が、生肉と接触することがないよう、調理器具を使い分ける

○焼く箸(トンブ等)と食べる箸は使い分ける

○まな板・包丁は用途に応じて使い分ける

○生肉を触った後は十分に手洗います

場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、本年度76回目を迎えます。

日高市保護司会では市内各所で、地域の皆さんに直接呼びかけを行う街頭広報活動を実施しています。立ち直りを支える家庭や地域をつくるため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 生活福祉課地

域福祉担当(1階⑩番窓口)



有毒植物の誤食にご注意を!

例年、有毒植物による食中毒が発生しています。食用と判断できない植物は「採らない・食べない・提供しない」を徹底してください。

スイセンなどの身近な植物をむやみに食べることはやめましょう。

○観賞用植物には有毒のものもあるため、野菜と一緒に栽培しない

○子どもや認知機能の低下している人が誤って食べてしまわないように注意する

○植えた覚えのない植物は食べない

○山菜の採取も危険です。有毒植物が混ざっていることがあります

問い合わせ

狭山保健所

☎04-2941-6535



募集

埼玉西部消防組合職員(消防士)募集

募集案内を消防局総務課、各消防署・分署で配布しています。

詳しくは、埼玉西部消防組合ホームページをご覧ください。受験申込書をダウンロードできます。

問い合わせ

埼玉西部消防局総務課

☎04-2629-9120

✉sounu@saisei119.jp

